

平成25年度決算状況について

- 奈良県後期高齢者医療広域連合の収支状況・・・・・・・・・・ P 1
【平成25年度決算】

- 医療給付費等における財源構成（平成25年度）・・・・・・・・ P 2

奈良県後期高齢者医療広域連合の収支状況【平成25年度決算】

科 目		平成24年度 (実績)	平成25年度 (決算)	対前年度 増減額	対前年度 増減比
収入		百万円	百万円	百万円	%
	保 険 料 負 担 金	11,427	11,823	396	3.47%
	保険基盤安定(保険料軽減分)	2,486	2,559	73	2.94%
	国 庫 支 出 金	44,491	48,408	3,917	8.80%
	県 支 出 金	11,333	12,868	1,535	13.54%
	市 町 村 負 担 金	11,209	11,397	188	1.68%
	事 務 費 負 担 金	652	596	-56	-8.59%
	支 払 基 金 交 付 金	58,998	62,008	3,010	5.10%
	特別高額医療費共同事業交付金	27	44	17	62.96%
	繰入金(臨時特例基金)	900	913	13	1.44%
	借 入 金	0	0	0	-
	そ の 他	139	188	49	35.25%
	小 計	141,662	150,804	9,142	6.45%
	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	789	0	-789	-100.00%
繰入金(医療給付費準備基金)	0	0	0	-	
(前年度からの)繰越金	716	2,135	1,419	198.18%	
収入合計(収入総額)	143,167	152,939	9,772	6.83%	
支出	議 会 費 ・ 総 務 費 等	641	511	-130	-20.28%
	保 険 給 付 費	138,824	145,082	6,258	4.51%
	財政安定化基金拠出金	129	129	0	0.00%
	特別高額医療費共同事業拠出金・事務費拠出金	34	40	6	17.65%
	保 健 事 業 費	285	338	53	18.60%
	医 療 費 適 正 化 事 業 費	98	96	-2	-2.04%
	そ の 他	231	1,529	1,298	561.90%
	小 計	140,242	147,725	7,483	5.34%
	基 金 積 立 金	790	0	-790	-100.00%
	前年度繰上充用(欠損補填)金	0	0	0	-
公 債 費	0	0	0	-	
支出合計(支出総額)	141,032	147,725	6,693	4.75%	

収支差引額	収 支 差 引 合 計 額 (収入総額-支出総額)	2,135	5,214	3,079	-
	単 年 度 収 支 差 引 額 (単年度収入-単年度支出) A	1,420	3,079	1,659	-
	前年度負担金・補助金等精算額等 B	-83	1,450	1,533	-
	当年度負担金・補助金等精算額等 C	-1,450	-3,617	-2,167	-
	精算後単年度収支差引額 A+B+C	-113	912	1,025	-
実質繰越額(合計額-精算額C)	685	1,597	912	-	

基金残高	円 滑 運 営 臨 時 特 例 基 金	1,003	90	-913	-91.03%
	医 療 給 付 費 等 準 備 基 金	696	696	0	0.00%

(注1) 端数の関係上、会計及び収支差がずれることがある。

(注2) 数値は、奈良県後期高齢者医療広域連合の一般会計と特別会計の合計額(会計間の繰入・繰出の重複控除後)である。

(注3) 「基金積立金」とは、高齢者医療制度円滑運営臨時特例基金及びその他の基金への積立金の合計額である。

(注4) 「前年度国庫支出金精算額等」とは、当該年度に行われた前年度の国庫負担等の精算額である。

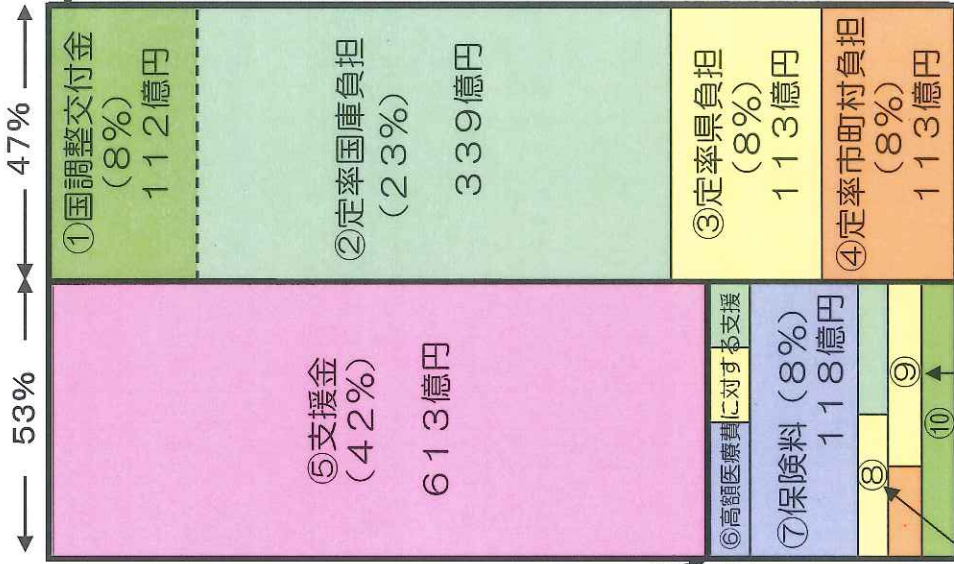
(注5) 「当年度国庫支出金精算書等」とは、翌年度に行われる当該年度の国庫負担等の精算額である。

医療給付費等における財源構成(平成25年度)

医療給付費等総額：1,456億円

奈良県後期高齢者医療広域連合

※負担金等精算後の額を示す



⑥-1 高額医療費に対する支援

○高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクの緩和を図るため、セプト1件当たり80万円を超える医療費の部分について、**国及び県が1/4ずつ負担**する。

事業規模 12億円程度

⑥-2 特別高額医療費共同事業

○著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、各広域連合からの拠出金を財源として、セプト1件当たり400万円超の医療費の200万円超の部分について、財政調整を行う。

事業規模 0.4億円程度

⑧ 保険料不均一への支援

○保険料が不均一の4村分について、**国及び県が1/2ずつ繰入**を行う。

事業規模 0.04億円

① 調整交付金 (国)

○普通調整交付金 (全体の9/10) 広域連合間の被保険者に係る所得の格差による財政力の不均衡を調整するために交付する。

○特別調整交付金 (全体の1/10) 災害その他特別の事情を考慮して交付する。

⑨ 保険料安定制度

⑩ 制度施行後の保険料軽減対策

○ 保険料安定制度

・低所得者等の保険料軽減 (均等割7割・5割・2割軽減)

及び被扶養者の5割軽減) <市町村1/4・県3/4>

⑨ 事業規模 26億

○ 制度施行後の保険料軽減対策 (国)

・低所得者の更なる保険料軽減 (均等割9割、8.5割

及び所得割5割軽減) 及び被扶養者の9割軽減 <4割軽減分; 国>

⑩ 事業規模 9億

事業規模 (⑨+⑩) 35億円